1. 国別行動計画とは

- 国別行動計画の一覧
- 日本の国別行動計画(英語版)を例に

Ⅱ. 経緯

- 人権分野における国別行動計画の例
 - 1993年ウィーン宣言および行動計画 パラ 47.71
- ビジネスと人権分野における国別行動計画
 - A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility (2011), para. 4.8.2.
 - Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises (2012), para. 68 ("for example, by encouraging...")
 - ➤ Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises (2014)
 - ◆ パラ2 目的
 - ◆ パラ6 内容
 - Guidance on National Action Plans on Business and Human Rights (2016)
 - ◆ "An evolving policy strategy developed by a State to protect against adverse human rights impacts by business enterprises in conformity with the UN Guiding Principles on Business and Human Rights" (強調追加)

Ⅲ. 策定過程

- 2016 Guidance O"3. Guidance on NAP process"
- 日本 NAP の策定経緯

IV. 比較

<u>日本とドイツ</u>の国別行動計画を比較する。講義までに、両者を比較して違いをリストアップしてくること。特に、以下に注意。

- ▶ 手法・視角・思想に違いはあるか。
- ▶ 扱われている事項にどのような違いがあるか。その違いは、両国が置かれた状況の差で説明できるか。
- ▶ それぞれの長所および改善点は。

その作業の際には、<u>デンマーク人権研究所が作成している NAP の比較サイト</u>、特にその<u>問題ごとの比較ページ</u>が役に立つと思われる。

受講生を3つのグループに分ける。必要であれば、グループ内で適宜分担して作業を 進めても良い。

- 第1グループ 国家の義務
 - ▶ 日本 第2章(1)横断的事項、(2)人権を保護する国家の……(pp. 10-22)
 - トイツ IV. 1. The State Duty to Protect (pp. 11-19)
- 第2グループ 企業の責任(について国家がなすべきこと)
 - ▶ 日本 第2章(1)横断的事項、(3)人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組、第3章政府から企業への期待表明(pp. 10-18, 23-25, 30)
 - トイツ III. Federal Government expectations..., IV. 2. Challenges in Corporate Practice, 3. Available Means of Practical Implementation Support (pp. 7-10, 19-24)
- 第3グループ 救済へのアクセス
 - ▶ 日本 第2章 (4) 救済へのアクセスに関する取組 (pp. 26-28)
 - トイツ IV. 4. Guaranteeing Access to Remedies and Redress (pp. 24-26)

以上